

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	その他施設の整備に関する事業 (災害公営住宅整備事業)	入谷地区	南三陸町

図面記号
M-3施設

土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用区分	
			登記簿	現況		農振法	都市計画法
	別紙1のとおり						
	計	5,990㎡ (田1,592㎡、畑4,398㎡)					
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>汚水排水については、合併及び単独浄化槽を設置し既存排水路へ放流する。 雨水排水については、直接既存排水路を經由し志津川湾に排水可能である。農業用水については、用水系統と排水系統を分離し従前の農業用水機能を保全することから、周辺農地での営農の支障はない。</p>						

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	土地利用区分	
		登記簿	現 況		農振法	都市計画法
本吉郡南三陸町入谷字桜沢	51番	畑	畑	3,103	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区域外
本吉郡南三陸町入谷字桜沢	72番1	畑	畑	590	農振地域内・ 農用地区域外	都市計画区域外
本吉郡南三陸町入谷字桜沢	52番	畑	畑	705	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区域外
本吉郡南三陸町入谷字桜沢	53番の 一部	田	田	1,592	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区域外
計 4筆 5,990㎡ (田 1,592㎡、畑 4,398㎡)						